

議事日程第2号

令和7年3月5日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問及び町長の施政方針に対する質問（1番～5番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 日 比 野 克 彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日 比 野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
------------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問及び町長の施政方針に対する質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更しますので御了承ください。

また、岐阜新聞社様、中日新聞社様、NHK岐阜放送局様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 広川大介さん、3番 山田徹さんの2名を指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、一般質問の受付順序に従って発言を許します。

一般質問と施政方針に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針に対する質問を行ってください。

なお、申合せにより、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針に対する質問時間の上限を20分と決めさせていただきました。質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、6番 鈴木秀和さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和さん）

おはようございます。

本題に入る前に一言、ちょっとすみません。昨日の新聞ですね、美濃加茂市が市庁舎を体育館の場所に位置を決めたという記事とか、長良川鉄道一部廃線検討というような大きな見出しもありました。それから、小さな記事でしたけど、リニアの日吉トンネル、ヒ素とセレンが基準値以上に出たよというような記事も小さくありました。今日の質問に関連するような記事でしたので、ちょっと紹介させてもらいました。

それでは、本題に入ります。

1つ目は、リニア関連の質問です。

瑞浪市大湫町の問題を受けまして、昨年5月にJR東海との交渉をストップして10か月です。瑞浪大湫町の問題は、県の環境影響評価審査会でこれまで8回審議され、私もずっと傍聴しています。原因についてはおおむね明らかになってきましたが、建物の沈下は今も続いています。直近の新聞記事2月22日では、9.4センチの沈下という記事がありました。湧水を止め、井戸水を元のように復活させてほしいという地元の要望に対してJR東海からは、提案どころか解決策はないとのゼロ回答であり、めどがつかない状況です。この審査会には、役場の職員の方も傍聴されておりますので、情報は共有されているかと思えます。

町長は、JR東海との協議再開は瑞浪市における地下水位低下事案に関わる対応に比べられる状況になってからと言われ、また、トンネル工事の着手は、JR東海から工事施工の保全計画の提出を受けてから協議すると、こう言われております。確かにそうですが、大湫の地下水位低下事案はトンネル工事によるものであり、発生土置場の問題を片づけておかないと工事着手の話にはならないと思います。いかがでしょう。厳しい言い方をさせていただきますと、瑞浪問題を理由に少しばかりの事前調査を行った以外、ここ10か月間何もしていないと言われても仕方のない状況ではないでしょうか。

今般の県知事選で江崎新知事が誕生しました。知事は、人口減少が進む中、リニア中央新幹線を生かしたまちづくりを訴え、東京、中津川を結ぶリニア中央新幹線はドラえもののどこでもドアだというような発言があり、建設推進の立場のようです。

新知事が、瑞浪大湫問題をはじめ県内のリニア問題に対しどのように向き合い、推進をされるのかはこれからですが、先日の新聞記事によれば、瑞浪大湫問題についてやれるのはJRに対して意見を述べることで、古田政権と変わらない、そこを超えて何かを要望するのは市が中心になると言われています。御嵩町としてもただ待つだけではなく、動くべきではないでしょうか。いや、そんなことはない、議員の指摘は当たらないと、まだ申し上げる段階ではないが、いろいろやっていますというようなことでありましたら、すみませんが訂正します。しかし逆に、議会に対して事前の説明、相談等がないまま、おおむね決めてしまっからの報告、説明というような流れが多いように感じています。それは私だけでなく、ほかの議員からもそんな

声を聞きます。ぜひそのようなことがないようにお願いを申し上げます。

さて、12月定例会の一般質問でリニア関連全体について質問をしましたが、その中で2点確認をしたいと思います。

1点目、重要湿地と認められる場所と発生土置場との関係についてです。

町長は、重要湿地に明確な線引きがないと言われましたが、その認識は間違っています。御嵩町が第1回から第5回のフォーラムにおける協議事項をまとめた一覧表に、重要湿地勉強会も踏まえ、置場計画は重要湿地の中に含まれると書かれています。

また、JR東海の中央新幹線環境影響評価書（平成26年8月）に基づく事後調査報告書（令和4年度）版、これの3-11ページ、御嵩町フォーラムを進める中で当社、JR東海は、発生土置場計画地が環境省の選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地、以下重要湿地と言いますが、に含まれることを認識したとあり、さらに東濃地域湧水湿地群の中には美佐野ハナノキ湿地群と呼称されている湿地群が存在すること、重要湿地に法的・制度的な範囲は存在しないが、有識者意見によると、美佐野ハナノキ湿地群においては集水域山林を含む一帯全てを湿地群とみなすのが妥当だとのことであったと書かれています。つまり、重要湿地は押山川と木屋洞川に囲まれたエリアであり、置場計画地候補地Aは重要湿地に含まれるということです。

そのような認識で、町長、よろしいでしょうか。その点を確認いただき、その上で保護・保全を検討する必要があるということです。繰り返しになりますが、保護・保全の一丁目一番地は回避です。ぜひ頭に入れておいてください。

2点目の質問です。

健全土の置場について、町長は、それぞれの自治体は少なくとも地域内で発生した健全土の受入れ、もしくは置場確保に向けた対応を行っており、一定程度保全が確保されることを前提に健全土の受入れはやむを得ず、JR東海に対し最大限の改変エリアの縮小検討や、湿地環境への影響低減、保全モニタリングを求めると言われました。環境を重視する言い回しですが、これは少し矛盾した内容になっていませんか。

健全土の量というのは計算されています。発生土全体の90万立米から要対策土の見込み数量22万立米を差し引いた68万立米が健全土です。これを置こうとしているわけですから、改変エリアの最大限の縮小検討を要求すれば置場面積が減るわけですから、盛土の高さを高くしないと先ほどの量が置けません。盛土の計算から、そうそう高くできるものではないので、改変エリアを最小限縮小するなら美佐野の候補地以外に置場を確保する、もしくは町外の置場に持って行っていただくしかないのではないのでしょうか。

何度も申し上げますが、発生土をその自治体で受けなければならない法律も決まりもルールもありません。改変エリアの最大限の縮小を求めるなら、JR東海に対し別途置場を確保する

よう申し入れるか、町のほうで別途候補地を探すしかないのではないのでしょうか。町としてそのような探索はされているのでしょうか。

J R東海は、発生土を置くのはお願い事であるとはっきり言っています。全く受け入れないとは言いませんが、できる範囲での対応はするが、重要湿地を潰してまで対応する必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。特に候補地Bは重要湿地であり、町有地です。町が自ら重要湿地を破壊するような行為は許されないと思います。

以上、重要湿地の範囲の認識、2番目が改変エリアの最大限縮小を求めることと健全土を受け入れること、この2つを成り立たせる具体案について、町長の考えを答弁願います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

鈴木議員からの質問についてお答えをしたいと思います。

まず、質問の1点目についてお答えをいたします。

重要湿地の指定につきましては、令和5年2月に町が開催した重要湿地の保全に関する勉強会において、環境省担当者から選定の考え方などについて説明がございました。平成28年に環境省が重要湿地の一つに指定した東濃・中濃地域湧水湿地群の中には、ハナノキ等の湿地林構成種が集中的に分布している美佐野ハナノキ湿地群が含まれているというのが、環境省からの説明のあった重要湿地の範囲についての見解でございます。その指定範囲について詳細確認も行いましたが、環境省からこれ以上の見解は示されておりません。

一方、一有識者から、美佐野ハナノキ湿地群については法的・制度的な範囲は存在しないものの、先ほどおっしゃった押山川と木屋洞川に挟まれた集水域一帯とみなすのが妥当であるとの見解が示されております。

美佐野地内の置場計画地とその周辺には、谷沢を中心にハナノキ等が集中的に分布している場所があることを確認していることから、置場候補地A・Bが共に重要湿地に含まれる可能性があるとは考えられますが、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないとお答えするほかございません。

ただし、これまで答弁しておりますとおり、重要湿地に該当するかどうかに限らず、当該一帯は希少動植物の生息・生育地であると認識をしておりますので、開発に当たっては、自然環境及び生物多様性の保全上特に配慮が必要であることをJ R東海との共通認識にした上で協議を進めていく考えであることは御承知のとおりでございます。

2点目でございます。

本町の発生土置場計画に関する協議方針については、一定程度保全が確保されることを前提に健全土の受入れはやむを得ないと判断し、J R 東海との協議に臨むというものであり、その点の変わりはありません。

協議の現状といたしましては、J R 東海に湿地環境への影響低減として最大限の改変エリアの縮小検討を求めていくことを伝達した直後、瑞浪市大湫町地内の地下水位低下を受けた申入れにより、協議は一時中止をしております。

改変エリアの縮小に伴う置場計画以外での実現性は、J R 東海と町だけではなく、利害関係者や区域を超えた場合にはその自治体との協議、合意一致により決定するものでございまして、さきに伝達した本町の求めに対する回答などを含め、J R 東海との協議は今後これからになりますので、現時点で安易に言及することは難しく、御理解いただきますようお願いいたします。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

候補地 A・B が重要湿地に含まれるという部分は御認識いただいたということで、線がどこにあるというよりも、それが重要湿地に含まれるということは候補地 A・B については重要視地であるということですので、何かちょっと言い回しがいろいろありましたけど、重要湿地であるということで確認いたしました。

それから、先ほど 5 月に J R 東海に申し入れた内容なんですが、1 回申し入れたところで停止してしまったわけですが、申し入れた内容というのは今町長おっしゃった最大限の改変エリアの縮小の検討、湿地環境の影響低減、保全モニタリング、こういうものを要求したのと、もう一つが、要対策土は持ち出してくださいという部分についても申入れをしたということで、よろしいでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの点についてお答えする前に、先ほど正式な線引きの話をさせていただきました。重要湿地に含まれるというような見解だというようなことをおっしゃいましたけれども、可能性は考えられますが、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないという言い方にさせていただいておりますのでお願いをいたします。

それから、2 点目でございますけれども、回避等々、重要湿地の可能性のある場所についてということも含めて、今後その方式が含まれるというふうを考えておりますけれども、今おっ

しゃったこと、鈴木議員、もう一度ごめんなさい、確認の意味で。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

昨年5月、健全土についての申入れは最大限の改変エリアの縮小検討、湿地環境の影響低減や保全モニタリングをしてくださいという申入れをしたということはお伺いしました。

もう一つ、要対策土は持ち出してほしいということも同時に申入れしたということによろしいかという質問です。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの点でございます。失礼いたしました。

健全土に関する保全のモニタリング、あるいは要対策土についての持ち出しという部分については、申入れというか、こちらの方針として、町の方針として伝えさせていただいております。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

あまりしつこくしても仕方ないんですけど、候補地A・Bは線引きはないんですけど、重要湿地に含まれるということで町もJR東海も認めているわけですから、候補地A・Bは重要湿地であるということによろしいですよ。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

失礼いたしました。

先ほど来申し上げているとおり、重要湿地の位置にあるという可能性があるとは考えられますけれども、指定者である環境省による正式な範囲の線引きがない以上、いずれにしても確認はできないというお答えをさせていただいております。お願いいたします。

[6 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

あまり何回もやっても仕方ないんですけど、先ほど紹介したJR東海の中央新幹線環境影響評価書の令和4年度版、もうここに明確に発生土置場計画地が重要度の高い湿地に含まれることを認識したと、JRがはっきり言っていますので、そこは町がそうじゃないというのはまさしく変な話でございまして、ちゃんと認識したということで共通認識にしていきたいと思っています。

それからもう一つ、置場の話とトンネル工事による影響は別物だということを前から申し上げておまして、トンネル工事をするということはリニアを工事するというものですから、避けられないわけですね。じゃあ、その来るべきトンネル工事に向けて置場の協議はしておかないと、トンネル工事が始まったときに置場も決まっていなくて工事が始められません。したがって、置場の協議はするべきじゃないかなと私は思っています。

ちなみに中津川と多治見の間、岐阜県内リニアルートの中で美佐野トンネルはありますが、美佐野トンネルの西側、久々利トンネル、それから恵那にあります大井第一・大井第二トンネル、この3つは契約もまだしておりません。ですから全く未着手という状況です。その次に遅いのが美佐野トンネルです。美佐野トンネル以外は、もう大体斜坑とか本坑とか工事していますけど、美佐野トンネルはまだ工事ヤードだけですから、本工事に入っていません。したがって、先ほどの久々利トンネル、大井第一・第二、これは契約未了、その次に遅いのが美佐野になります。ですから、本当にお尻に火がついてきたときにばたばたしないように、ぜひとも置場については検討をしておくべきだというふうに思いますので、この辺りどうお考えなのか、御答弁願います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問でございますけれども、事前の準備として置場計画の在り方なども含めてどのように対応していくかというのは、こちら側で整理するという事は、十分検討していくことは可能でございますので、整理しつつ準備はしていきたいと思っております。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それではもう一つ、置場の件なんですけど、それぞれの自治体は地域内で発生した健全土の受

入れをしていると言われました。確かに隣の瑞浪、それから可児、多治見、それぞれ健全土を受け入れています。その受け入れている場所なんですけど、これ全部許可のある民間の残土置場なんですよね。つまり何もない、そういう許可のないところに盛土をしておくというのは、少なくとも瑞浪、可児、多治見ではないんですね。美佐野で受け入れるとしたら、残土処分場の許可を取るようなことをするのですかね。それとも、事業主は誰としてそういう許可を得るのか。町有地に置こうとするわけですから、町としての手続関係、その辺はまだはっきり手続関係はしていないなという印象があるんですけど、この手続関係については田中部長が大変詳しいと思いますので、もしお分かりであればその手続関係ですね、実際に盛土をするときの手続関係、その辺についてちょっと教えていただけるとありがたいです。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

お答えいたします。

まず、手続関係という前に、そもそもこの健全土という発生土量が入るのかどうかというところが、そこが重要になってきます。町有地で、入るところがあるのかということについては、事務局としては確認を、いろいろ見せていただいたりしております。その上で、現時点ではなかなか難しいというのが今現在の状況でございまして、まずその手続関係に入る入らないのところかなというふうに考えております。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

すみません、私の質問の仕方が悪かったようです。美佐野の町有地にもし入れることになった場合の手続のことを質問したつもりでした。美佐野の外ではなくて、美佐野の今候補地Bという町有地がありますよね。そこについて、これから協議なんですけど、もう入れるようなことになった場合の手続というのはどうなるんでしょうかというのを質問したつもりだったので、お願いします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

大変失礼いたしました。

候補地B、町有地のところに入るとなりますと、まずはJ Rと協議が進んで決定していくと

いう前提になりますが、その中で地元の方との合意というか、地元の方への説明というのももちろんJRのほうはあるとは思いますが。そういったもので、町としても納得できるというふうになりましたら、まずはJRが県に環境影響評価のいわゆるアセスの手続の書類を提出していくという形になっていきます。

その上で、県からそれに対する意見を、まずは県でまとめる前に町に意見の照会が来ますので、それに対する意見を返していくということになってくるかと思えます。そのときには、町の環境審議会に意見を聞きながら、町としての意見を返していくということになってくると思えます。その上で、県のほうを取りまとめて、JRの計画に対する意見というのをつけて、工事が進んでいくというような流れになるかと思っております。

また、議会の皆様に対しては、今回町有地ということになりますので、それが実現することになりましたら議会の皆様に対して議案という形で、売却という形になるのか、貸出しという形になるかは、それは分からないですが、そういった手続の議案を諮っていくということになっていくと思えます。

いずれにしましても、JRと町が実現に向けて協議、合意が成立しないと始まらないという認識でおります。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

1つ言いたいことは、先ほど申したとおり瑞浪、可児、多治見、これ全部民間の残土処分場なんですね、健全土を持っていっているのが。それで、御嵩町で今考えているのは全然そういうところじゃなくて、単純な山の谷に埋めようということなんですけど、それって残土処分場じゃなくなるんですか。残土処分場じゃないんですか。残土を処分するわけじゃないんですか。盛土をするだけなんですか。どうもそこがよく理解をできてなくて、やっぱり有効利用するために何か盛土をすとかということであれば、まあ分からないでもないんですけど、単に残土を持っていただけなんですから、それは処分場じゃないかなという気がするんですけど、その辺の細かい手続はまだちょっとこれからということで、ぜひその辺りもよく分かるように、手続関係とか、流れとか、ぜひ説明をするようお願いしていきたいというふうに思います。

リアの残土についてはここまでにして、2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目は、新庁舎の位置と名鉄の存廃との関係についてで、2点質問したいと思います。

新庁舎の位置条例というのは、去年の9月26日に可決をされました。私は、配置図も平面図もなく、事業費も正確に積み上げられたものではない段階で位置条例を決議する時期として

は早過ぎると意見を述べましたが、1番に亜炭鉱後空洞充填工事の先行実施、2番、盛土材料の受入れ協議、つまり盛土材料をできれば無料もしくは安価で仕入れたいということの話でございます。それから3つ目が有利な起債発行の協議ということで、必要なもので、その成果が事業費縮減に大きく影響する、逆に言えば、位置条例が決議されれば条例決議をバックに各種交渉を開始し、事業費縮減の成果につながるという理解で賛成をいたしました。

一方、名鉄に関する勉強会の結果、みなし上下分離方式かバスへの転換か6月までに方向を決める必要があると唐突に12月10日の全員協議会で説明を受けました。勉強会は令和5年から令和6年12月まで13回開催されたようですが、位置条例を決めた9月26日の段階でおおむね先ほど申したみなし上下分離かバスへの転換かの2案に絞られていたのではないのでしょうか。つまり、2分の1の確率で名鉄の廃線があるかもしれないという情報です。その辺りはまだ判明していなかったということでしょうか。

名鉄の存廃は、庁舎の位置決定に大きく影響する要因です。もともと御嵩駅に近いこと、駅前の願興寺、中山道宿場町と一体でまちづくりの拠点となり得ることということで当該地を新庁舎候補地に決めた大きな理由だったと思います。もしそのような情報があったにもかかわらず位置条例を急いだということであれば大きな問題だと思えますが、その辺りの事情について説明をお願いします。

もう一点ですが、今述べたとおり、名鉄御嵩駅の存在が新庁舎の位置を当該地に決めた大きな要因です。名鉄の存廃問題の協議はこれからですが、6月までに方向を出す期限が決められています。つまり、方向次第で新庁舎事業にも影響が出るのではないのでしょうか。名鉄存続であれば問題ないですが、そうでない場合もあり得るわけですから、6月まで新庁舎事業に関する大きな決定、決議は待つべきではないのでしょうか。それはそれ、これはこれという簡単な関係ではないと私は思っています。やっぱり新庁舎の位置、名鉄の存続、大きな関係があると思います。その辺り、町長はどうお考えなのか、御答弁をお願いします。

以上、位置条例決定時期と名鉄2案の検討時期との関係、それから名鉄の存廃の方向を見据えた新庁舎事業の進め方について、この2点について答弁をお願いします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

初めに、名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の今後に関する勉強会は、国と県、名鉄及び沿線3市町の担当者を構成員として議論を進めてまいりましたので、初めに事務局である私から、勉強会における議論の進捗とその報告についてお答えいたします。

御質問にありました昨年9月26日の新庁舎位置条例の議決時点においては、勉強会にてみな

し上下分離方式で鉄道を存続するか、鉄道は廃止しバス路線に転換するといった方向性は出ておらず、2案への絞り込みが行われておりません。

勉強会は、令和5年度にスタートしたときから、結論に至る前の断片的な情報による誤認や漠然とした不安や臆測を防ぐため非公開による開催とし、今後の在り方に関する調査や分析等、ある程度取りまとめるまでは内部でしっかり議論していこうと構成員で取り決めて進めてまいりました。その中で、名鉄の最終的な意思確認や各種の調査結果、情報収集に基づくコストの試算結果など対外的に説明、共有できる程度まで内容が整いましたので、昨年12月の最終勉強会では報告レポートを確認し合い、時間を置かずそれぞれ議会へ報告することになりました。

本件は、沿線3市町にとりまして多方面に影響が大きい問題でもありますので、適切かつできる限り早いタイミングで議会をはじめ対外的に情報を開示していく必要性は当然認識しており、速やかに報告させていただいたというふうに考えております。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

私のほうからお答えをさせていただきます。

勉強会における議論の進捗とその報告については、事務局であります企画部長が答弁したとおりでございます。繰り返しのなってしまうのですが、新庁舎の位置条例の制定を早期に進めた理由につきましては、既に同条例に係る提案説明の中でもお伝えしたとおり、新庁舎の位置の決定が亜炭鉱充填事業や盛土の受入れ協議、地方債の起債協議などの対外的な協議、交渉を進める上で必要と判断したこと、また地権者や関係者に対する責務や安心感を提供し、関係機関からの信用や信頼を獲得するためにも位置の決定をしっかりと形あるものとして示していくことが重要であるというふうに判断したことによります。位置条例の制定時期は、こうした本町の特殊事情を考慮し進めたものでございます。

続きまして、庁舎の位置の選定にあつては、地方自治法第4条第2項において、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切に考慮を払わなければならないというふうにされております。役場の庁舎は、防災面や町民の行政手続、行政サービスの面で中心となる施設であり、当然に公共交通との関係性は重要だというふうに私も認識をしております。

本町の場合、住民の利便性や防災拠点としての安全性の高さ、交通アクセスやまちづくりの発展性など様々な観点から評価し、現在の21号バイパスエリアが選定され、議員一致の議決をもって庁舎の位置が決まりました。当該エリアに近い御嵩駅の周辺は願興寺や御嶽宿など歴史的な観光資源も多く、新庁舎等の整備が契機となって、周辺と一体となったまちづくりやにぎ

わいの拠点となることを町としても期待しているところでございます。

なお、名鉄広見線の存在は先ほどの選定に係る一つの考え方ですが、名鉄広見線の存在それだけに起因し、選定されるものではございません。新庁舎事業は町民の生命、財産を守るため一刻も早く取り組むべき町単独の重要課題でありますし、位置が定まった以上、いたずらに長期化することは事業費の面でも増大していくことにほかならないため、外部との協議・合意によって結論づく名鉄広見線の存廃問題にその進捗を左右されることがあってはならないというふうに考えております。

今後、名鉄広見線の存廃については、町の方針を決定し、関係者と協議をしていくこととなりますが、鉄道存続の場合はもとより、仮にバスへの転換となった場合であっても、国道21号や国道21号バイパスといった主要幹線道路の活用や、願興寺や御嶽宿、みたけの森への観光誘客など、これまでの議論の視点を鑑みれば、新庁舎や御嵩駅周辺のエリアは引き続き本町のまちづくりにおける公共交通の拠点として考えていくことに異論はないというふうに思っております。

このため、新庁舎事業の進捗に必要な検討や決定については、配置される新庁舎や決定した今後の公共交通機関の在り方がその目的やポテンシャルを最大限に発揮、反映できるよう、設計など先見性を持って進めてまいりたいというふうに思っております。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

1つ目のほうの位置条例と名鉄の2案に絞り込んだ関係については、9月26日時点ではまだ出ていなかったという御説明でございました。

それから、名鉄広見線の存廃と新庁舎の位置計画については、関連性はあるものの基本的には別物だということで、新庁舎事業については進めていくということで、答弁の内容であったというふうに理解をしました。当時知っていたか知っていないかとか、あまりそんなことを追及しても仕方ないことですので言いませんが、情報については適時適切に開示をしていただきたいというふうに思います。

それから、今名鉄広見線のことが少し出ましたが、広見線の存廃について、みなし上下分離で残すかバスに転換するかというお話ですが、よくみなし上下分離というのを見てみると、何か今までと何も変わらないんじゃないかという感じがするんですね。今までは運行について1億円払っていたんですけど、これからはいわゆる設備投資についてプラスしてお金を払いますというだけのことで、何か特に今までどおりじゃないかという感じがしまして、存続による

夢もあまり見えてこないし、これから人口減少だとか、高校だって再編とかという話もちろちら聞こえている中で、このみなし上下分離というのはどうなんでしょう、一つの存続の方法としてはこれしかないのかなというのが勉強会の流れだったということで理解してよろしいんでしょうか。そこのところだけすみません、お願いします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問でございますが、みなし上下分離という方法についてということでございましたけれども、これは勉強会の中で様々な事案、どんな方式が取れるのかというのを議論したというふうで伺っておりますし、そういう報告を聞いております。

その中で、いろんな可能性について事例を出し、そして方式の市町村ごとの取組であったり、他のところで行っている事案という形で提出されたものを議論し、価格面とか、様々な要因をもってこの方式が妥当であろうということで、沿線市町の総意でもって今のみなし上下方式という部分に結論を持ってきたというふうで聞いております。それと対比する形で廃止し、バス路線の転換という、この2つの大きな項目を結論づけたというふうで伺っておりますので、そのような状況だというふう認識をしております。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

名鉄についてはこれからまだ協議が進む中なので、勉強会の中の流れということで理解をいたしました。ありがとうございます。

一般質問については以上の2つでございますので、ここで一旦終わりたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

引き続き、鈴木秀和さんの町長の施政方針に対する質問を行います。

6番（鈴木秀和さん）

すみません、改めましてお願いいたします。

施政方針の質問は2つあります。名鉄の存廃問題と新庁舎計画の、特にDBO方式ということについて、2点質問します。

町長は施政方針の中で、名鉄問題は御嵩町の未来や町民の暮らしにとって影響が大きい判断になる。また、御嵩町の活性化や持続可能性を高めていく本来の目的に適した今後の公共交通

の在り方として総合的に判断すると言われました。そのとおりであると思います。本件は今議論の真っ最中ですので、具体的な方向性についてはこれからですから、質問しても今回回答できる状況にはないと思いますが、存続の請願も出てきております。また、町民として廃線か存続かと言われれば、それは多くの人が存続してほしいと思っているのではないのでしょうか。

そんな中、2月26日に町長の名鉄に関する質問の回答記事が新聞に掲載されていました。読み上げます。沿線市町などと合意を経た上でしか方向性はない。町が独自にこうしますといっても結局協議事項になると言われ、町単独での方針決定や発表には否定的な考えを示したとありました。正直びっくりしました。確かに沿線市町と協議しないと結論が出ないのはそのとおりですが、この広見線、新可児―御嵩間の問題を御嵩町の町長が言わなくて誰が言うのかということ。失礼ながら、新庁舎については第三者委員会が、リニア問題についてはリニア審議会の答申がという枕言葉のついた回答が多く、町長の思いがなかなか聞けません。名鉄に関する町長の考えはこの記事のとおりなのか、いや、私の発言の趣旨が伝わっていないと言われるのか、その町長の思いをお聞かせください。これが1点目です。

2点目について。

新庁舎計画の方式ですが、2月10日第2回臨時会で新庁舎事業について、DBO方式による債務負担行為53億5,800万円、期間は令和6年度から令和26年度までが決議されました。この債務負担行為53億5,800万円は地上部分の費用ですから、盛土材料を含む造成工事関連費用32億円、支出済み費用6億8,000万円は含んでいませんので、これを足し算すれば90億円とか、そういう数字になってきます。相当大的な金額の見込みでございます。

DBO方式は、これまで採用するとしていた設計は設計、工事は工事、管理は管理と別々に契約を進める従来方式とは異なり、DBO、すなわちデザイン、ビルド、オペレート、設計、工事、運営管理の3つを一式で契約しようというものです。最近事例も出始めた方式ではありますが、従来はごみ焼却場、斎場、給食センターなど建物建設後の運営業務、オペレーションのウエートが大きな施設を対象にした方式です。

新庁舎へのDBO方式採用は昨年11月28日に頭出しがあり、1月9日の議員活性化研究会で概要説明、1月30日の全員協議会での説明、2月10日議決、僅か2か月で進められてしまいました。DBO方式とは何なのかなど、詳細な説明、検討や議論もなく、また町民に知られることもなく進められました。2月10日に臨時会でこの議案が審議されることも、具体的には周知されていません。手続上問題はないということですが、やり方としていかがであったか、残念な進め方であったと私は思います。

さて、ほかの議員からも示されましたDBO方式の懸念事項は3点あると思います。

完成後、15年もの長期の管理契約に対する不安感です。

2点目、設計、工事、管理会社のうち代表企業と管理契約をするというような前提のお話で、管理会社との直接契約ではないこと、地元企業の参入見込みなどに対する懸念があるというのが2点目。

3点目、設計、施工、管理が1つのチームですので、施主側、町側としてチェック・管理する体制がないのではないかと懸念です。

庁舎建設でのDBO方式の直近事例としては、埼玉県入間市の新庁舎事業が参考になると思います。入間市は人口14万人、一般会計予算が512億円、狭山茶の産地として有名なところです。新庁舎事業は110億円、うち設計工事費が86億円、完成後の開庁準備・運営管理が24億円というような構成です。この令和7年3月から工事が着手されるというようなことで、ホームページにも載っております。

15年の管理についてですが、入間の例では市民協働棟と言われる市民が日常的に使い、憩い、にぎわい、交流が可能な施設があります。ここにはコンビニ店舗も想定されていて、その運営も一応募集要項の中では含まれているようです。新庁舎において市民が日常的に使える施設、防災広場でのイベントなど、単なる建物管理でなく運営部分についての提案を募集条件に盛り込むとの説明がありました。

契約形式について、入間の例では設計工事と運営管理の契約はそれぞれ契約する個別契約となっています。別契約です。運営管理契約を代表会社と契約する形にはなっていません。これはぜひ本町においても取り入れていただきたいと思っています。

施工のチェック体制について、入間の例ではチェック機能としてコンストラクション・マネジメント契約ということで、第三者と締結する体制となっています。新庁舎においても、何らかの管理体制は検討するとの説明を受けております。

以上3点の懸念事項の対応について、説明をいただいた内容でこれから進めていただくということによろしいかということが、ここで確認しておきたい一つです。

それから、この質問を出した後に実は募集要項が2月28日に開示されまして、ちょっとタイミングがずれてしまいました。新庁舎事業に対する要求水準書は3月10日に出されるということでホームページにも載っております。地元企業の参入とか提案事業など、募集要項に反映された部分も確認をいたしました。契約形態は今後の協議というようなことになっていました。

我々の先ほどの懸念事項に対する説明ですね、それに対する提案とか、そういうこともぜひ聞き入れて今後進めていただきたいと思いますが、今後の進め方について、町長の考えをお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問のありました記事の経緯についてお伝えいたしますと、記者から名鉄広見線の存廃決定の方向性を問われたため、存廃については町単独の問題ではないということから、町単独、独自で決定するものではなく、沿線市町との協議・合意を経て方向性が決まっていくプロセスをたどるということを説明したというものでございます。

協議に当たっては、各市町や関係する国・県及び名鉄に考えをしっかりと伝え、合意に至ることを目指して進めていくことは当然のことだと思っております。説明会の場や関係者等からお聞きをした意見、これから本格的に議論されるであろう議会特別委員会の結果、あるいは今行われております署名の動きなども踏まえまして、財政的な視点はもとより、今後の町の活性化や持続可能性を高めるために求める公共交通の在り方についてとして、本町の方針を責任を持って決定し、かつ実現できるよう協議では強く伝えてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、DBO方式採用の進め方ということで御質問がございましたので、お答え申し上げます。

初めに、新庁舎等整備事業をこのDBO方式で進めることにつきましては、先日2月10日の臨時会におきまして、令和26年度までを期限とする53億5,800万円の債務負担行為を設定する補正予算を御審議いただき、可決されたところでございます。

その内訳は、役場新庁舎と防災広場等の設計・施工、新児童館の建築、仮設庁舎の建築・使用を一体的に行い、完成・竣工までの必要な経費と合わせて、完成後15年間の新庁舎と防災広場の運営・維持管理に必要な経費までを見込んで発注するものでございます。

臨時会では、官民連携による新たな提案や運用を生かしつつ、効率的かつ効果的な事業整備を目指すこのDBO方式の採用が本町にとってメリットを期待できると判断して提案をさせていただいたところでございます。これは事業全体にわたる一体的な相乗効果の確保はもとより、今後を見据えた総事業費の抑制やスケジュール管理の点も視野に入れて熟慮したところでございます。

先ほど議員から、DBO方式採用のプロセスについての言及がございましたが、昨年9月26日の新庁舎位置条例の議決を受け、事業全体の構想が固まることになりました。リスタートするに当たりまして、改めて再構築された本町の事業に適した発注方法は何なのか、速やかに業界へのヒアリングや全国の事例収集、あるいは県内外の他市の視察を行い、慎重に検討をまいりました。その後、一定の確信を得られましたので、昨年11月29日全員協議会において議員の皆様に対し、DBO方式での発注を検討している旨の御説明をさせていただきました。

その後、本年2月10日の臨時会に至るまでの約2か月半の間に、議員活性化研究会等の場に

てDBO方式による事業効果や実施スキーム、概算事業費、事業スケジュール等を説明し、研究・検討いただいた多くの議員の皆様からの質疑や意見にも丁寧に対応してまいったと思っておりますし、適切に進めた上で決定いただいたというふうに理解をしております。

それでは、御質問の大きく2点についてお答えをいたします。

なお、前提といたしまして、今後公表する要求水準書に係る具体的な内容につきましては、プロポーザル執行に係る公正な競争を損なうおそれがありますので、お答えできない部分がありますことを御了解いただきたいと思います。

大きく1番目の御質問ですが、DBO方式に対する3つの懸念事項についての対応についてお答えをいたします。

1つ目の懸念、運営部分に関する事業者からの提案を条件に盛り込むのかにつきまして、募集要領で任意提案事業として提出するよう示しております。

また、2点目の懸念、地元企業の採用についても、同様に募集要領に示したとおりでございます。

それ以上の内容につきましては、今後公開する要求水準書に関することとなりますので、お答えいたしかねます。

いずれにいたしましても、事業者から積極的な提案がなされること、また地域経済の活性化や地元企業育成の観点から、元請、下請に関わらず地元企業の積極的な参画は大変期待しているところでございます。

3点目の懸念、町の管理・チェック体制について、まず前提として、事業実施に当たっては、建設業務と工事監理業務を同一の事業者が兼ねて実施できないものとしております。独立したチェック体制の下、適正な品質を確保してまいります。さらに、事業者から町への監理報告を徹底することで一層のチェック体制強化を図ってまいりたいと思います。

なお、町では十分なチェックができないことも懸念がございますので、確認に対する第三者公的機関の活用も検討をしてみたいというふうに思っております。

続いて、2番目の個別契約に関する提案についてお答えをいたします。

御紹介のありました埼玉県入間市の状況を改めて確認をいたしましたところ、同市の事例では、代表企業を含む構成企業が連名で市と締結する包括契約を先んじて締結し、その上で設計・工事と運営・管理をそれぞれの企業と市が個別に締結する契約形態を採用しており、本町においても同様の契約形態を予定しております。

なお、各個別契約については責任の所在を明確にするため、代表企業を含めた契約形態を進める予定としております。以上でございます。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

いろいろありますが、絞って再質問したいと思います。

名鉄の存廃問題ですが、町長のあの記事ですね、町長の意向が分かると言えば分かるし、分からないと言えば分からないというのが正直なところなんですけど、今僕は町長の思いを聞きたいという質問をしたつもりなんですけど、町長の答弁というのは町長自らの思いが入っているんでしょうか。僕はあまりそれが聞き取れなかったんですけど、答弁なんかは担当者の方とかが書いて、それを町長が、全部書いているわけにいかないですから、見直して自分の言葉でもう一度つくられるというのが大体一般的かなと思ったんですけど、町長の本当の思いというのがあまり伝わらなかったんですけど、手順はいいんですけど、思いつてどうなんですかね、本当のところ。

たまたま、これ昨日の新聞ですけど、郡上の市長さんはこういう答え方をしていますよね。財政面で負担が苦しいからと廃線にすることはない。鉄道が地域の輸送に必要かどうかを鍵だということをおっしゃっています。ですから、町長としてその辺りどうなんですかというのをもう一度質問してよろしいでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えしたいと思います。

思いというか、今現時点では熟慮中と言ったほうがいいかもしれません。そういう思いでおります。手続論は、先ほど申しましたとおり協議ということになってまいりますから、それに向けての方針をしっかりと固めているところという認識でいただければというふうに思います。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

そうですね。今の段階ではいろいろ悩み、思い、熟慮しているというのが正直な僕は感想だったので、その感想を聞いてよかったと思っています。

DBOの管理の契約だけもう一度。さっき代表企業も入っていると、個別契約だけ入っているとおっしゃったんですけど、それをもう一度よく確認していただきたいと思います。市と

管理会社の直接契約じゃないかなと僕は理解しているんで、そこはもう一度、今すぐということじゃありませんので、また確認をして教えていただければ。

いずれにしても、間に入るよりは絶対直接契約のほうが管理上もいろんな面でいいと思いますので、15年にもわたる、もし本当に契約をするのであれば、その辺りはぜひ考えていただきたいというふうに思っております。以上です。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、鈴木秀和さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

一般質問を行います。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

それでは、本日は1点について質問をさせていただきます。

人材バンクについてであります。

御嵩町には、人材バンク登録者というものがあります。広く公開されているものではないので御存じない方もあるかと思えます。これはどのようなものかといいますと、その冊子が一応ありまして、その冊子には必要性について次のように書かれています。教育委員会は、平成15年3月に人材バンク登録者について整備をしました。これは、町民自ら地域活動を通じて自ら学ぶことが多くなったこと、そして平成14年度から学校完全週5日制の実施となり、子供たちが休日を家庭や地域で過ごす時間が多く、地域活動の重要性が高くなってきたこと、こうした状況の中、公民館活動や学校教育活動、スポーツ・文化活動、ボランティア活動等、様々な分野での指導者となる方の必要性が高まってきたからですと書いてあります。

そして、さらに令和3年3月の冊子には、人材バンク登録者は平成15年に整備して以来5度目の改訂となりました。これまでに各公民館や学校では、人材バンク登録者を活用するとともに独自に開拓し、多くの地域の方々に御指導をいただいています。今回の改訂では、地域学校協働本部、生涯学習課と学校教育課共同で人材を再確認し、再募集し、開拓し、整備してきましたと書かれています。

この人材バンク登録者というものは4年に1度の改訂をされてきています。岐阜県では、地域に暮らす様々な人々との関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学ぶふるさと教育の取組が推進され、御嵩町でも学校教育、社会教育においてふるさと教育が推進されています。

ふるさと教育を推進する上で、人材バンク登録者の方々は様々な分野での特技、知識、技能をお持ちで、学校や公民館等、生涯学習や地域活動に取り組む町民の皆さんの学習や活動に率

先して参加していただけるいただける方々で、ふるさと教育に大いに貢献してくださっています。私はかねがね御嵩町のこの人材バンク登録者という制度に関心を持っておりまして、町内の技術や知識をお持ちの方、またいろいろなものに造詣が深い方、町の歴史に詳しい方などが学校教育や生涯学習の場でその技術や知識など、子供たちや町民の皆さんにそれを伝えるなど活躍していただけるよい制度だと思っております。令和7年度は人材バンク登録者の6度目の改訂の年度であり、節目の時期となります。そこで、今回人材バンク登録者について質問をさせていただきます。

冊子を見ますと、農業・自然に関すること、スポーツに関すること、芸術・制作活動に関すること、音楽に関すること、料理・食事に関することなどの分野別にお名前が登録されています。また、町内の企業や産業部門についても一覧表が掲載され、工場見学や職場体験に活用できるようになっています。登録者は町内の方が多くですが、町外の方も掲載されています。私は、まだまだ町内には登録者にふさわしい多くの方がいらっしゃると思います。例えば名古屋大学理学研究科名誉教授の丹羽清美先生、中京大学名誉教授の安藤好郎先生、そして先般、第75回岐阜新聞大賞を受賞された可児光生氏という偉業をなされた方がいらっしゃいます。そして、名立たる方ではなくても、いのちの電話相談の電話スタッフとなるべく自費で講習会に参加しスタッフとして活動されている方、御嵩町出身なので故郷でコーラスの指導がしたいと言われる声楽家の方、教員を退職してからJICAで7年近くモロッコやバヌアツの子供たちに教えてきたという元教員の方は、御嵩小学校に勤務したことがあるので、御嵩町で海外での指導の経験や生活体験を御嵩町の学校で子供たちに伝えたいと言っておられます。そういう方、また難聴者のための要約筆記ができる方など、私が知っているだけでも頭に浮かぶ方が何人もいらっしゃいます。公募すれば、自薦・他薦ですけれども、多くの人材が集まるのではないかと思います。

人材バンク登録者の冊子には、自己登録、推薦登録等の情報をお寄せくださいますとありますが、町民の皆さんはこの制度を御存じでしょうか。私は、こういったことはほとんど御存じないと思っております。また、生涯学習課や学校教育課の分野だけでなく、他の分野でも活躍していただける制度にしていったらいかがでしょうか。また、町の審議会などの有識者として登用できるのではないかと思います。

そこで質問です。

人材バンク登録者の冊子には、人材を再確認し、再募集し、開拓し、整備してきましたとありますが、どのように再募集し、開拓されたのでしょうか。

2点目、広く人材バンク登録者制度を町民に知らせ、町内全域で自薦・他薦、本人の了解はもちろん必要だと思いますけれども、自薦・他薦で募集したらいかがでしょうか。

3番目、広く募集した上で生涯学習、学校教育課だけでなく、他の分野でも人材バンク登録者に活動の場を広げていったらいかがでしょうか。

まずは以上3点、質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員からの御質問にお答えいたします。

御質問は人材バンク登録について、3点いただいておりますが、1点目と2点目は私から、3点目の御質問は副町長から答弁を差し上げます。

では1点目の質問、人材バンク登録者の人材をどのように再募集し、開拓されたのかについてお答えします。

初めに、人材バンクについて改めて触れさせていただきます。人材バンクとは、子供たちのふるさと教育の推進や、地域学校協働活動の充実のために教育・学習活動に活用できる特技、技能、知識等を有する地域の人材を登録する制度でございます。平成15年に整備して以降、およそ4年ごとに改訂を行ってまいりました。

御質問いただいた令和3年3月の人材バンク登録者の改訂に当たっては、4地区公民館、各小・中学校、みたけスポーツ・文化倶楽部、中山道みたけ館を通じて再登録や新規登録の依頼を行いました。この依頼を行う中で、改めて小・中学校の先生方や学校内で講演や指導等を行っている講師の方々を推薦していただいたり、公民館で活動されている同好会の方やその指導者の方に人材バンクについて説明し、登録していただいたりすることにより人材の再募集、開拓を行ったという状況でございます。

続いて2点目の御質問、広く人材バンク登録者制度を町民に知らせ、町内全域で自薦・他薦で募集したらいかがでしょうかについてお答えいたします。

先ほども少し触れさせていただきましたが、人材バンク登録者制度については小・中学校や公民館など、教育委員会内での活用を前提に作成されており、教育委員会内だけで共有されているものとなります。現在、令和7年度版の改訂作業を行っておりますが、今回の改訂に際しても4地区公民館、各小・中学校、みたけスポーツ・文化倶楽部、中山道みたけ館に改訂への協力依頼を行っております。

一方で、ここ数年は、もともとの使い方でありました生涯学習課を窓口として連絡し、マッチングする方法での活用は減っております。これは、教育委員会に関わる方々の長年の活動の中で講師等と直接連絡が取り合える関係性ができていること、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実により、関わっている方々とのネットワークで講師等と直接連絡が取れるようにな

ってきていることが要因であると思われま

したが、いまして、岡本議員のおっしゃるように、現在教育委員会が行っている人材バンク登録者制度を広く町民に知らせ、町内全域で自薦・他薦で募集することに当たっては、登録や活用の際しての手続を見直すことも必要と考えられますので、この制度の周知の仕方、運用の仕方について、次回の改定に向けて検討してまいりたいと思っています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

それでは3点目の御質問ですが、生涯学習、学校教育課に限らず他の分野にも広げてはどうかという全部署にわたる御質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、御嵩町教育委員会が平成15年度から行っております人材バンク登録者制度につきましては、制度立ち上げ以来、教育・生涯学習の分野を対象として限られた範囲で活用されてきたものであり、登録された人材、氏名等を関係機関に周知をして活用するということが有効な手法であったと思いますし、4年に1回程度の更新であっても不具合は生じにくかったのではないかと考えますが、近年その運用としては、先ほど教育参事が説明を差し上げたとおりであります。

一方で、教育・生涯学習以外の分野にも広げ、町民全体に広く周知をする場合には、登録・承諾をいただいた方の中で年度途中に登録辞退を申し出たり体調を崩されたりした場合など、その時々での対応が必要となるということから、人材・氏名等の公表はせず、分野ごと、担当課ごとに整理をし、町民からの問合せに対し最新の登録者情報から紹介をさせていただくことで早く確実にマッチングできるものになると考えております。

今回、岡本議員の御質問にもありますように、町内外を問わず御嵩町民にとって有益な知識や技能をお持ちの方はまだまだおられるであろうことは、私も同じ考えであります。そして、これらの方々に教育・生涯学習以外にも様々な分野で御協力いただけるのであれば、大変ありがたいことであるとも考えております。そこで、「ほっとみたけ」、ホームページ、ファンクラブサイトなどにおいて広く募集をし、自ら申し出ていただく、もしくは御紹介いただくことにより、町として名簿などで各分野、担当課ごとに整理をし、活用させていただくことを考えております。

現在でも各課においては、関係する分野でこのような方々をある程度把握し、町民からの問合せに対応しておりますが、これまで広く募集をかけたということはありませんので、こうした取組も有効であると認識をしたところでございます。今回御提案いただきました、広く人材

を募るということに関しては、募集の方法や詳細を整えた上で、早い時期に対応してまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

御答弁ありがとうございました。

今の副町長の広く募集をかけていくということで、そこが私の今回の質問の一番目指すところでありました。とはいえ、少し再質問をさせていただきます。

まず、これは平成15年から整備されてきたわけですけれども、現在は講師と直接連絡し合うということなのですが、今、この人材バンク登録者という制度ですけれども、どのくらい今機能しているのか。ここに載って登録されている方が実際どの程度のそういう活動の場があるというか、どの程度その登録者制度が機能しているかということを1点、まずお伺いします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申しましたが、ここ数年、この制度を利用して生涯学習課がマッチングしたという例がありませんので、どのように活用されているかというところの状況についてははっきり分かりませんが、ただ、この名簿に登録された方々が講座を開いたり、学校教育で交渉して活動していただいているということは承知しておりますので、先ほども答弁の中で言いましたけど、これまでの関係者との関係の中で直接連絡が取り合えるということにもなっているところがあると考えておりますので、一定程度の成果はあるのではないかなというふうに考えております。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

今お聞きしまして、この人材バンク登録者というものは一定、その当時は大変こういった登

録された方がいろんな場で活動、活躍されてきて、そして近年、いろいろSNSだったり直接連絡し合うやり方が一般的になってきたということで、今後やり方を変えていく、そして今副町長が御答弁されたように、ほかの分野でもこういったことを取り組んでいきますということで、今、その当然制度は整っていないわけですが、私が一番懸念していたのは、どのようにこれを募集して、窓口をちゃんと広く持って、自薦・他薦で登録されたいと思われる方がちゃんとその登録できるようなシステムになっていくのかというところが一番心配するところですが、そこは今後検討して、先ほど「ほっとみたけ」や、そしてファンクラブサイトなどで各分野において広く募集をしていくということですので、そこを今後見守っていきたいと思います。御答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

議長（大沢まり子さん）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問内容は、災害への備えとして備蓄物資への対応についてです。

能登半島地震で、自治体での災害対応の備蓄が課題になったことを受けて、国は全国全ての自治体の備蓄状況を取りまとめて、この1月に公表をしました。昨年の元旦に発生した能登半島地震では、道路の寸断などもあり、被災した自治体での災害備蓄の不足や、物資調達の遅れが教訓として残されましたが、これを受けて内閣府防災担当は、全国の47都道府県と、全ての市区町村を対象に、去年11月時点で保管している食料や水、携帯トイレ、おむつや生理用品などの生活物資等、合わせて50項目の備蓄の状況を調査したようです。

災害対策基本法の第49条には、防災に必要な物資の備蓄についての自治体の義務がこのようにうたわれております。

災害予防責任者は、法令または防災計画の定めるところにより、その所掌事務または業務に

係る災害応急対策または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、もしくは点検し、またはその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、もしくは点検しなければならないとあります。これまで災害備蓄の管理は自治体に委ねられてきましたが、今後国は年1回の公表で、各自治体の定期的な状況確認を担保し、その内容の改善を促すようです。

また、この調査・公表は、県や周辺自治体に備蓄状況が分かるようにして、単一自治体の中でだけでなく、地方や広域での災害への備えについて議論を図ることも目的とされています。

御嵩町の地域防災計画では、第2章、災害予防計画、第8節、災害対策物資備蓄等の計画があり、基本方針として、町の備蓄の原則が大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は、各地域の防災責任主体である町が当たるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うと記されています。さらに、計画書では資機材備蓄品の現況が129品目にわたり、本庁や長岡、各地区公民館前など8か所の防災倉庫別一覧表として、実に丁寧・詳細に記載されています。

それでは、町での災害対応の物資、防災資機材を除く備蓄についてですけれども、このことについて質問をさせていただきます。

第1に、現在、町が備蓄している物資の種類や数量は、どのように判断、取決めをしてストックされているのでしょうか。また、それは町が想定する被害状況、例えば南海トラフの海溝型地震発生では、震度6弱で建物被害では家屋全壊が169棟、半壊が761棟が想定されておるようですけれども、そして町内に約20か所指定されている避難所が、限定的にせよ開設された場合、その運営に対応できるのでしょうか。

第2に、今回内閣府から公表された全国の災害備蓄状況を拝見しますと、自治体によっては品目や数に大きく違いがあるように見受けられます。これは、市町村の地域特性や財政的な事情、政策的な方針によって格差が生じていると思われれます。が、今まで最低限必要な備蓄品目をはじめ、自治体の規模に応じた必要量などの基準や指導、国や県等からのガイドラインなどはあったのでしょうか。また、今後改めて示される予定はあるのでしょうか。

第3に、物資の保管確認やローリングストックについてです。これは令和3年2月第2回定例会の一般質問で、大沢まり子議長が、防災備蓄品、生理用品と食料品ですけれども、この点検と平時での必要者への配布活用について質問されているので、確認となりますが、物資全般にわたって、その管理は定期的、適正に実施されていますか。消費期限や使用期限が明記されていないプラスチック製品や段ボール製の備蓄品でも、保管状況によっては素材の自然劣化などが心配されるが、大丈夫でしょうか。

第4に、今回の公表を見て、町として新たに備蓄すべきもの、物資・用品などはありませんか。例えば、食料品では、アレルギー対応食品や乳幼児用ミルク、高齢者向けの食品、生活用品では、トイレトペーパーや移動式の暖房・冷房器具など、今後の備蓄追加計画はありませんか。また、物資を増やせば保管場所の課題もあります。有事での物資配分を考慮して、各学校敷地内などに倉庫を増設する予定はないでしょうか。

最後に、第5. 災害支援に関する遠隔地との連携についてです。

これは町長にお尋ねしたいと思います。

災害備蓄への対応は、決して一つの自治体で準備万全とすることは不可能だと考えます。巨大地震発生の場合は、被害が周辺自治体を含めて広範囲な地域に及ぶと想定されます。災害救助法が適用された場合では、当然県を通じて他市町村への応援を要請することになりますが、できれば遠い距離を置いた自治体などと独自に災害時相互応援の連携を図っておくことも望ましいと思われます。

当町では、過去平成23年には東日本大震災の被災地である栃木県那須塩原市や、宮城県石巻市、平成28年には熊本地震で、九州の小国町へ災害物資の支援搬送を行った経験がありますが、突発的にせよ、先方の被災地では大変歓迎されたと聞いております。もちろん、これはふさわしい相手があつての話となりますが、今後、何らかの縁があつて、遠方の他自治体と災害に関する応援関係を相互にあらかじめ取り決めておく計画を積極的に進める予定、働きかけることへの思いはありませんでしょうか。

これも今年1月、政府の地震調査委員会が、南海トラフ地震の30年以内の発生確率をこれまでの70%から80%から、80%程度に引き上げたとの報道がありました。これはいつ起きてもおかしくない数字だと言われております。災害の発生を止めることは無理ですが、被害を最小限に抑え、不測の事態に対応するためにも、事前の備えはできる限り行っておくべきだと思います。災害備蓄に関しての質問を5点、どうか前向きな御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

総務部長 各務元規さん。

総務部長（各務元規さん）

それでは、山田議員からの災害備蓄への対応についてお答えします。

岐阜県の巨大地震等被害想定調査によると、御嵩町で被害想定が大きいのは南海トラフ地震となっています。最も被害が大きくなる冬の午前5時に地震が発生した場合、人的被害は死者を含め100名以上、建物被害は全半壊合わせて900棟以上、避難者と帰宅困難者を合わせた人数は約1,000人と想定されています。国の防災基本計画には、自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本と記され、国民に最低3日間、推奨1週間の備蓄を呼びかけています。

それでは、質問の1点目、備蓄物資は想定被害に対応できるかと、2点目、必要量の基準について併せてお答えします。

県は、災害時広域受援計画において、災害時の物資調達・供給に係る基本方針を定めています。県の方針では、災害時に必要となる物資は、個人の3日分程度の備蓄を行うことを中心として、一方、不十分な場合は、市町村が備蓄した物資を供給することとなっており、市町村備蓄の基本は、被害想定に基づく最大避難者数の1日分は確保すると示されています。また、国は、発災後3日目までに食料など基本8品目の物資をプッシュ型支援により被災地に供給することになっています。

以上の方針を踏まえ、御嵩町では、業務継続計画において発災後3日分を備蓄することを定めています。必要物資量は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に示す基本8品目の算出式を参考にしており、種類については、県の避難所運営ガイドラインを参考に129品目を分散備蓄して、被害想定に対応した備えを行っています。

次に、質問の3点目、保管確認やローリングストックについてです。

備蓄した物資や資機材は、数量、購入年月日、消費または使用期限、交換時期を管理しており、毎年必要な予算を計上し更新しています。特に消費期限のある食料は、定期的に入替えを行い、期限が迫ったものは、防災アカデミーや防災訓練などで有効活用しています。保管期限がない段ボールベッドなどは、保管状況によっては湿気やその他の要因により使用できなくなる可能性があるため、防災訓練の際に、劣化点検も兼ねて確認を行っていきたいと考えています。

次に、質問の4点目、備蓄物資の追加と倉庫についてです。

備蓄物資は、アレルギー対応食品を含めて一定数の確保ができていると考えていますが、今後は、避難所の生活環境に配慮した物資についても検討が必要であると考えています。能登半島地震の教訓を踏まえ、快適なトイレや温かい食事、ベッドの提供など、先進的な取組に新しい交付金が活用できることから、現在、ラップ式トイレ、エアベッドや移動式エアコンなど、11品目の資機材の導入を前提に交付金申請を行っています。こうした備蓄物資については、主要な指定避難所である4公民館と、B&G海洋センターの防災倉庫に分散備蓄しているほか、災害時にどこにでも運び出せるよう、長岡防災倉庫で集中ストックの運用を行っています。

また、新庁舎整備事業で予定している防災広場内に防災倉庫を新設する予定があり、完成後はここを含めて運用してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

私からは最後の質問、遠隔地自治体との災害支援協定をどう考えるかについて答弁をいたしたいと思います。

自然災害はいつ発生してもおかしくなく、南海トラフ地震などの巨大地震も懸念されております。このような大規模災害時には、町単独での対応は困難であり、国をはじめ、県などの支援が不可欠であるというふうに考えております。国は、被災自治体に特定の応援自治体を割り当て、様々な支援を重点的に行う対口支援制度を2018年に導入しており、能登半島地震でも中部9県1市や、全国知事会により支援が実施をされました。このような仕組みにより、遠隔地自治体との災害相互応援協定がなくても、迅速な支援を受けることができます。

しかし、国の南海トラフ地震アクションプランにおける検討方針では、岐阜県は沿岸県の支援に回る役割を求められており、町の被災状況によっては、国・県や他の自治体から即時に支援が受けられないということも想定しなければなりません。町は有事に備えて、県内の近隣市町村との相互応援協定を7件、民間事業者との災害応援協定を36件締結しておりますが、遠隔地自治体との協定はございません。今後、起こり得る緊急事態を想定いたしますと、自治体間の相互応援協定は有力な災害支援につながり、極めて重要だというふうに考えております。

町は、過去に全国産廃問題市町村連絡会や、環境モデル都市のつながりを通じて、それぞれ栃木県的那須塩原市、熊本県の小国町を災害支援した実績がございます。また、環境モデル都市として交流してきた北海道の下川町や、上之郷小学校と同名称がきっかけとなり、ふるさと逸品協定を結んだ大阪府の泉佐野市はもとより、観光、歴史、文化や特産品など、多面的に親交を深め、相互交流を図っていききたい自治体も存在をしています。幸いにも、全国町村長会やB&G全国サミットなどにおいて、環境モデル都市のつながりで御嵩町と御縁のある全国の市町村の首長や幹部職員とお会いする機会もございますし、個人的なネットワークの中で他の自治体の首長とも交流しており、将来的に災害協定をはじめ、多面的に交流や連携ができないかと模索を始めているところでございます。

防災力を強固なものにし、効果的に対処をしていく上において、広域や遠方の自治体と相互応援協定を締結し連携することは、お互いの災害対策対応の体制強化にもつながることから、積極的に機会を捉えながら可能性を探ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

御答弁ありがとうございました。

先ほど各務部長から、今後また充実させていくというお話もありまして、心強い思いもあるんですけども、実際に災害が起きた場合に、町の職員も被災者となって、すぐにはそういったことに対応できない、備蓄品を配分することに対応できないと思うんです。そのためにも、やはり民間とまでは言いませんけれども、例えば防災倉庫の近辺の方々に、その配分についてのそういう権利もちょっと委ねるとか、そういった新たな働きかけですね、すぐにそういった配分ができるようなこと、それと国のほうも分散備蓄といひまして、一極集中型ではなくて、今回、いろいろなところでそういった倉庫を分散させていくという計画を進められておるようなんですけれども、ぜひ町としてもそういったものをまとめておいて、すぐに配れるという可能性ももちろんあるんですけども、いざという時のためにはその辺りのことも考えていただきたいと思います。

それと、町長には、多面的な交流を通じて今後積極的に働きかけていきたいということで、ぜひそういった動きを今後進めて、災害はいつやってくるかも分かりませんので、できるだけ早め早めに対応していただきたいと。もちろん議員としても、できる限りのことはやっているとしますので、またよろしくをお願いします。

再質問はいたしません。どうもありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで山田徹さんの一般質問を終わります。

8番 奥村悟さん。

質問の中で、パネル等を用いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

8番（奥村 悟さん）

それでは、さきに通告しておきました通告書に従いまして、本日は大項目1点、小規模特認校について質問をさせていただきます。

少子化による学校の小規模化が進み、公立学校の統廃合が全国的に行われています。今後、さらにこの状況が深刻化すると予想されることから、文部科学省は各自治体の学校規模の適正化に向けた施策を講じるよう促して、その中で当該市町村内のどこからでも通学を認め、複式学級の解消、学校適正規模化、小規模校のよさを生かした教育を受ける機会の提供を目的とした小規模特認校制度が全国各地で導入されています。

小規模特認校とは、学校選択の自由を特に小規模に限って積極的に認め、児童数の少ない学校でも校区外からの入学者を増やし、児童・生徒数の確保を目指すものです。

日経グローバルの調査によると、令和6年10月時点で、全国で少なくとも270以上の市区町村が導入して、特認校の総数は700を超え、その4分の1が2021年以降に誕生しています。小規模特認校には、一つに町内全域から就学することができる、もう一つは、他の学校にはない

その学校だけの特色ある教育カリキュラムを学ぶことができるといった単なる小規模校とは違った側面があります。

これまでは、学校の児童数が減ってくると統合という方法で、学校の適正規模、適正配置を進めてきました。小規模特認校は、全校の児童・生徒100人以下の小規模校であるため、少人数教育が可能でレベルの高い教育を行っています。

一方で、もともと小規模校であることから、その成果が得られなければ、学校統廃合の対象となると言えます。単なる統合にシフトするのではなく、特色を生かした教育環境の充実を図ることが鍵となります。

近隣の市では、美濃加茂市の伊深小学校、三和小学校が平成29年度から、可児市の兼山小学校が令和4年度から導入しています。本町でも、平成29年度から小規模校である上之郷小学校で導入され、8年が経過し、小学校を卒業した児童はもう既に中学生になっている子もいます。学校のホームページを見ましたが、上之郷小学校は全校児童74人が通う小規模校であり、特認校導入後は70人余りで推移し、少人数だからこそできる学校教育を目指しているそうです。

ここで、先日、教育委員会からいただいたデータをグラフにしてみました。ちょっとパネルが小さくて見にくいわけですが、御覧になっていただきたいと思います。

上之郷小学校の過去10年間の児童数、地元児童と、それから特認児童の推移を表したグラフです。平成27年度は地元児童が91人であったんですけども、この10年間でこのブルーのところですね、この児童が令和6年度は34人減って、57人まで減っています。平成29年度から小規模特認校を導入したんですけども、それを受け入れてからは、全児童数はほぼ横ばいになっています。令和6年度から3年間は、73人ぐらいで推移をしているということです。中途、令和2・3年で少し複式学級になったときもあったわけですが、その複式学級の解消にもつながっているということでもあります。こちらのオレンジが特認児童、こちらの青いほうが地元児童ということで、明らかに地元児童が減ってきた中で、特認が増えてきて、安定した児童数になっているということが見て取れます。

平成26年度から防災教育を行って、令和元年に国民安全功労表彰で内閣総理大臣賞を受賞しています。今も継続して、生命尊重の心と判断力、行動力を養うことに力を入れています。そのほか、上之郷中学校生徒との茶摘み体験、地元の陶芸家に学ぶ陶芸教室やガラス細工体験など、上之郷地区ならではの豊かな自然環境を生かしつつ、特色を打ち出すことで、着実に成果につながっています。

先日、学校へお邪魔し、校長先生と話をさせていただきましたが、先生からは、上之郷小学校に通う児童数は安定しており、特認校の制度はぜひ継続してほしい。同じ校区に小規模校の上之郷中学校があり、生徒との交流もあり、卒業後はここに通えるので、9年間のスパンで

小・中一貫教育のような教育ができるのでよい。自分が子育てをもう一回やったら、この学校に入れたいぐらいですと楽しく話されました。最後に強調されたのは、他の学校では不登校の子がいるのに、上之郷小学校は一人もいませんと伺って、先生方が素晴らしい教育をしているのだなと感じました。会話を通じて、校長先生のこの学校の子供たちを思いやる気持ちが大変伝わってきました。

そこで質問ですが、1点目、先ほども述べましたが、小規模特認校制度が始まって8年がたちますが、取組の成果はどのようなのですか。また、検証がなされていれば、それもお聞かせください。

2点目、この制度をより広く保護者や児童に知ってもらう工夫として、町内の他地区への保育園や小学校へのPRや周知方法はどのようにしていますか。

3点目、この制度をより充実していくために、今後、教育委員会としてどのように支援していきますか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

それでは、奥村議員からの小規模特認校に関する御質問にお答えをさせていただきます。

御質問にお答えさせていただく前に、議員からも少し紹介がございましたけれども、小規模特認校制度について、簡単に御説明をさせていただきます。

小規模特認校とは、小規模校の特色を最大限に生かした教育を行う学校に町内全域から通学できる制度のことです。この制度では、小規模の学校において、その強みを生かした特色ある学校運営を行い、町内全域から児童を受け入れることによって、学校規模の安定化を図ることを目指しています。小規模特認校の特色としましては、豊かな自然環境を教育活動に活用したり、地域住民の方々との交流を深めたり、発表会などを通して児童が活躍できる機会を増やしたりすることが上げられます。また、町内の全域から通学してくる児童が共に学校生活を送ることで、児童のコミュニケーション能力が向上したり、新たな人間関係が構築されたりするなど、学級や学校全体の活性化にもつながっていきます。

小規模特認校の対象となりますのは、これらの学校の特色を十分に理解し、小規模な学校で学びたい、学ばせたいという思いを持つ児童とその保護者です。そのほか、児童が町内に在住または在住予定であること、通学が保護者の責任と負担において行えること、原則として卒業まで就学できることなどが条件となります。

それでは、1点目の御質問、小規模特認校の取組の成果と検証についてお答えをいたします。

教育委員会では、毎月各学校から生徒指導報告として、長期欠席者、いじめ、暴力行為、希死念慮、自傷行為の各項目について報告を受け、児童・生徒の状況を把握してきております。この報告を基に、小規模特認校である上之郷小学校について検証を行いますと、次のような特徴が見えてきます。

まず、報告内容を他の小学校と比較すると、報告件数、児童数に対する事案、発生割合ともに低い結果が出ております。特に、長期欠席者と暴力行為については、過去5年間の平均値と他校と比較をしますと、長期欠席者のうち、不登校による年間30日以上欠席者の推移は、コロナ禍以降、どの学校でも増加傾向にありますけれども、上之郷小学校ではゼロ人または1人とほぼ変化が見られません。これは、児童が小規模の学校になじんで不応を起すことなく過ごせているためと考えられます。また、小規模特認校から指定校、これは児童が在住している学校への転校、これを希望するケースも見られません。暴力行為の発生件数についても、上之郷小学校では増加の兆しは見られません。少人数での落ち着いた学習環境が維持されていると言えます。

また、学校規模の安定という視点から検証をしてみますと、上之郷小学校の全児童数に占める小規模特認校制度を利用している児童の割合は年々高まってきており、平成29年度の制度開始時には、全児童77人中4人、率にして約5%でしたが、本年度では全校児童74人に対し17人、約23%、また令和7年度は全児童76人中18人、約24%となる見込みでございます。上之郷小学校の児童数は、年度ごとに多少の変動はあるものの、おおむね70人から80人の間で推移しており、小規模特認校制度が、学校規模の安定につながっていると言えます。生徒指導報告の状況と、本制度の利用率の増加を照らし合わせますと、上之郷小学校の小規模特認校制度は、特色ある教育を希望する保護者のニーズに応えるとともに、学校の活性化につながっていると言えます。

次に、2点目の御質問、校区外の保育園・小学校へのPRや周知方法についてお答えをいたします。周知の方法は大きく分けて2つございます。一つは、本町や上之郷小学校のホームページ、広報紙などを活用した広域的な周知方法、そしてもう一つは、小学校入学時の保護者や児童を対象とした限定的な周知方法です。

まず、ホームページでの周知についてですが、小規模特認校制度と上之郷小学校の特色ある教育の紹介を、学校のホームページ及び本町の子育て教育のトピックに掲載しております。また、「ほっとみたけ」の11月号では、町のHOT NEWSとして、上之郷小学校の特色の中に小規模特認校制度を紹介し、募集期間や見学方法についても具体的に記載しております。

次に、入学予定の保護者や児童を対象とした周知についてですが、入学前年度の10月には、町内全ての小学校で、入学予定の園児を対象とした就学時健診が行われます。その際、教育委

員会担当者が小規模特認校制度について、上之郷小学校の教育活動を紹介しながら周知をしております。

最後に、3点目の御質問、教育委員会の支援についてお答えをいたします。

教育委員会では、小規模特認校制度を上之郷小学校の特色の一つとして捉え、他の学校と同様、教育活動の推進と発展を支援するために、環境整備に努めております。上之郷小学校の小規模ならではの体験活動や、個に応じた指導を求める児童とその保護者にとって、小規模特認校制度は非常に有意義なものです。また、上之郷小学校区の児童にとっても、安定した入学者数により、社会性を養う機会が確保できるというメリットがあります。まさに両者にとって恩恵のある制度と言えますので、本町ではこの制度の利点をさらに生かし、より個に寄り添った指導が行えるよう、本年度から学習支援員を1人増員しております。今後も上之郷小学校に児童の笑顔が広がるよう、小規模のよさを生かした教育活動の充実に向けて、教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございました。

今、数字のことで言われましたんですが、こちらのグラフですね、令和5年度から6、7と75人ぐらいの推移なんですけど、特認児童が16、17、18という数字なんですけど、先ほど23%ぐらいということで、大体2割強ぐらいが特認児童が通学しているということで、令和7年度は推移なんですけれども、18人予定しているということでございますけれども、その定員というか募集人数、これは大体2割ぐらいだということで、人数は教育委員会か学校のほうで決められておりますでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

ただいまの奥村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入学する定員の数は定められているかということであるかと思っておりますけれども、御嵩町の小学校の小規模特認校の就学に関する要綱の中に、定数に関わる条文がございます。第6条に、小規模特認校へ転入学をすることができる児童の数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会が毎年度定めるとあります。ですので、定数につきましては、その年度

の応募状況ですとか、それから全校児童数の見通しに応じて、数を固定的にせず、柔軟な対応で検討し決めていくというような形で進めております。以上です。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

やはりこの人数ですね、2割ぐらいが安定して推移すれば、70人か80人ぐらいで推移してくかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点なんですけれども、私の知人の娘さんが嫁いで中に住んでみえるわけなんですけれども、今6年生と4年生の子が見えて、今度卒業されるということなんです、同じ校区の上之郷中学校へ入学するということを聞いておりますけれども、令和6年度も3人ほど特認校の子が卒業するわけなんですけれども、同じ校区の上之郷中学校へ進学する児童は大体何人ぐらいでしょうか。自分の校区のところへ戻るのか、その状況はどんなふうでしょうか。今までの推移も見て、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（大沢まり子さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

今の御質問にお答えをさせていただきます。

小学校の段階で、小規模特認校制度を利用して入学をしてきた上之郷小学校に通学をしているお子さんが卒業をされた後ですけれども、今御質問にありましたけれども、ほぼ全員がそのまま上之郷中学校のほうへ入学をしているという状況にあります。上之郷中学校は小規模特認校の指定がございませんので、指定校変更という手続を取って、上之郷中学校への入学を認めているというような状況でございます。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

8 番 奥村悟さん。

8 番（奥村 悟さん）

今話しました上之郷へ通学させてみえる娘さんですね、今度1年生になるそうです。6年生の子は卒業して、今度4年生が5年生、幼稚園から御嵩保育園だったんですかね、今度1年生に上がるわけなんですけれども、その子も上之郷小学校へ入れるということで、このお子様3人が上之郷小学校で勉強したということになりますので、本当に特にそういった兄弟で通ってみえ

る方が多いですね。1人じゃなくて、お兄ちゃんが行っていると私も行きたいわとか、お姉ちゃんが行っていると行きたいわと、兄弟で特認校を利用して通学してみえる方が多いかなというふうに思いました。

ホームページを見ましたが、体験学習とか、上之郷小学校、1年間各学年とも70から80ぐらいの体験をやってみえて、机に座って授業をやっているかなというふうにちょっと思ったりして、外へ出たり研修したり、地元のふるさと大好き上之郷だとか、放課後子ども教室だとか、そういった防災も含めて、体験学習を地元のおじいちゃんおばあちゃんたちにも習いながら、野菜作りだとか、数多くやってみえるということで、大変素晴らしい教育がなされているというふうに思いました。

最後に、上之郷小学校は校区内の上之郷中学校、先ほど教育長が言われましたように小規模校でありますけれども、小規模校のよさを生かして小・中が連携しているということなのですが、子供同士の触れ合いだとか、中学校の教員が小学校に授業を行う、特に英語教育なんかやってみえるそうなんですけれども、小・中連続した教育活動にも力を入れているということなのですが、よく言われる中1ギャップというのがありますね。小学校から中学校へ上がるときに、その環境に慣れないとか、小学生のときはよかったけど、中学生になったらいきなり環境変わってしまうということで、1年生が入学してから夏頃までに不登校になると言われるわけなんですけれども、その解消にもつながっているのではないかなと思います。

都会から移住してくる多くの方は、自然豊かな環境、伸び伸びとした子育てや個性を伸ばせるような教育を求めていると思います。また、少人数の学校を求めている学校もあると聞いております。御嵩町教育・夢プランがありますけれども、こちらにもあるように、学校教育の活性化を図るために教育体制の整備を行っていただき、今後もこの制度により小規模校の活性化を図られるよう、教育委員会の支援をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、奥村悟さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時とします。

午前11時25分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

今回は学校運営協議会について質問いたします。

学校運営協議会、コミュニティ・スクールは過去にも多く質問されているので、なるべくかぶらないように気をつけたいと思います。

また、私は上之郷小学校・中学校の委員をやらせていただいておりますが、個別の事案ではなく、町の学校運営協議会として考えていければと思います。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に書かれているように、その設置は努力義務という形が取られています。学校運営協議会の目的は、保護者や地域の住民の意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを実現させることにあります。町の学校運営協議会に当たっては、法律に沿う形で、御嵩町立小・中学校における学校運営協議会の設置及び運営等に関する規則が制定されております。

少し中身を触れていきたいと思います。

協議会は、教育委員会または対象学校の校長に、学校の運営全般についてだけにとどまらず、対象学校の職員の採用、その他任用に関する事項について意見を述べることができるとされています。職員の採用・任用については、特定の個人に関する事項は除くという法律には明記されていない縛りつきではありますが、学校運営協議会の有する権利が大きいことが読み取れます。

また、会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集する。協議会は、保護者または地域住民等に対して積極的に当該協議会の活動状況を公開するなど、情報提供に努めなければならない。協議会は、当該年度の活動状況を当該年度の末日までに教育委員会へ報告するものとするなどの条文があり、協議会の委員に対しても、学校に関わる当事者としての義務、あるいは努力義務が課されていることも読み取ることができます。

では、これらの権利や義務を実際にどれだけの学校運営協議会が実践されているのでしょうか。教職員の採用などについて、これまでどれだけの協議がされてきたのでしょうか。それぞれの会長は、どれだけ校長と協議し会議を招集されているのでしょうか。協議会に所属する住民は、どれだけ活動の広報を行い、あるいは教育委員会に活動報告を行っているのでしょうか。

地域住民が主体的に関わるようにとつくられた規定であると推測できますが、実践するのは大変に感じます。実際のところ、学校が用意することが多いのではないかと推測されます。

上記の項目を踏まえ、住民がどの程度主体的に運営協議会に参画できているか、その状況を教えてください。

同じ町の学校でもそれぞれ特色があるかと思います。それと同様に、運営協議会によっても

それぞれ特色はあるかと思います。学校運営協議会の利点は、学校が特色のある地域を知るきっかけになること、地域とのつながりをつくるきっかけになることは、過去にも指摘されていることです。

また、学校がうまく運営協議会とそこに参加している住民と協働するということが利点として指摘されていることです。公民館行事をはじめ、ボランティア活動につながることもあります。運営協議会は学校の応援者であり、胸襟を開いて学校の課題・問題を協議すれば解決のきっかけになることもあります。学校の要望に対して運営協議会が後ろ盾になり、実現に至った例もありました。

上手に運営協議会を活用できれば、様々な可能性が見えてきます。逆に、運営協議会を活用できなければもったいないとも言えます。学校の利益の最大化に努めるには、学校や協議会委員の姿勢やエネルギーも重要になるかと思います。

町内最初の学校運営協議会の設置は、平成27年4月1日です。早いところでは10年近くの年月がたつこととなります。設置からの年月は、すばらしい実績や進歩を生むことにつながります。しかしながら、マンネリ化を招いてしまう危険もあります。毎回新しい取組を行うのは大変ではありますが、ルーチンのような協議会では設置目的を十分に果たせなくなる可能性があります。

本来であれば、学校や住民が常に活力を維持していかなければならないと思いますが、町内全ての運営協議会が大きな格差を招くこともなく目的を達成するには、教育委員会の助けが重要だと思います。教育委員会は、協議会の運営状況についての確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うという条文がありますので、教育委員会にはアドバイスを含め、運営協議会の目的が達成されるための施策を期待するところであります。

まずは、教育委員会が運営協議会についてどういった手段でどのような情報を得ているのか確認したいと思います。

当然ながら、運営協議会の活動を的確に把握しなければ、指導や助言は不可能です。また、情報のレベルにも左右されると思います。協議会は会議録を作成し、保管することが定められているので、教育委員会は会議録を読まれて情報収集をされているのでしょうか。どのような手段でどの程度の確に運営状況を把握されているか、教えてください。

また、運営協議会の目的が達成されるように、これまでに教育委員会としてどのような指導、助言あるいは取組をされてきましたか。さらに運営協議会を盛り上げていくために、これからどのようなことを取り組まれますか。運営協議会の今後の施策について教えてください。

4点質問いたします。

1点目、住民が主体的に学校運営協議会に参画できているか、実例を示して現状を教えてください。

ださい。

2点目、教育委員会は、協議会の運営状況をどのような手段でどの程度的確に把握できていますか。

3点目、学校運営協議会に対する指導、助言、あるいは取組など、これまでどのようなことをされてきましたか。

4点目、教育委員会として学校運営協議会を盛り上げていくために、今後どのような施策をお考えですか。

以上4点、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、清水議員からの学校運営協議会に関する御質問にお答えします。

初めに、学校運営協議会とは、地域住民や保護者などの意見を学校運営に反映させる仕組みとして制度化され、地域と共にある学校づくりを目指していくための組織です。保護者・地域が、学校に対して第三者の関係ではなく当事者として、時代や地域の現状に合った学校運営の姿を協議し、変化に対応し続ける学校づくり・教育づくりを目指し、閉ざされた学校ではなく地域に開かれた学校運営をしていくための組織です。

また、協議会では、学校長からの学校経営方針の説明を受け、その承認を行い、学校の教育活動の運営に参画していくための共通理解を図ったり、また学校が抱える諸課題について保護者や地域としてできることは何かを考え、その解決に向かうための方策を検討したりしています。

それでは、質問の1点目、住民は主体的に学校運営協議会に参画できているのかについてお答えいたします。

各学校の協議会がどのように活動しているのかを調査しました。教職員の採用については、協議会の際に取り上げることができることを周知する学校もありますが、ほとんどの学校で話題にされる機会はありません。

協議会の招集については、年度初めの会で年間計画を確認して、年2回から4回招集されていますが、臨時的に招集する必要がある場合には、会長と相談の上、開催日時を決定しております。

委員の広報活動では、委員が関係している組織内で広報活動をしたり、委員が直接教育委員会に広報活動をしたりしています。

協議会では、学校行事などへの参加を通して子供たちと交流したり、講師を招いた研修会を

実施したりしています。また、学校の重点課題や願う子供の姿、学校評価等について熟議を行い、協議会として何ができるか検討されています。

現在、各学校の協議会には、社会教育委員、人権擁護委員、主任児童委員、民生委員、園長、教育委員、館長、保護者代表、地域住民、学校関係者など幅広い住民が参加しており、各自が当事者として活発な意見交換や地域連携の取組を行っています。

これらのことから、委員でもあり住民である皆さんは、主体的に協議会に参加していただいていると認識しております。

2点目の、教育委員会は協議会の運営状況をどの程度把握できているかについてお答えします。

教育委員会では、今年度から年2回、学校運営協議会、学校間交流会を開催し、各学校の学校運営協議会の会長、副会長、教頭が集まって情報交換を行っています。7月の交流会では、前期の主な活動内容や課題について話し合い、実施計画や現状を把握しました。また、学校便りやホームページで活動状況が公開されており、そこからも学校の運営状況を把握しています。

次に、3点目の協議会への指導・助言・取組の実例についてお答えします。

教育委員会では、地区や県が主催する研修会、フォーラムの情報を学校を通じて委員の方々に提供し、参加を促しています。また、学校間交流会を実施し、他校の事例を参考に課題解決を図ったり、探ったり、県の担当者からアドバイスをもらったりできるようにしています。

学校運営協議会からの要望に対する事例としては、上之郷小学校では運動場スロープや階段昇降機の設置などの要望があり、学校教育課としてその必要性を確認し、対応をいたしました。

一方、協議会は議事録を作成し、活動状況を年度末までに教育委員会へ報告する必要がありますが、これらが全ての学校でできているわけではなかったため、各学校へ指導をしたところでございます。

最後に、4点目の協議会を盛り上げるための施策についてお答えします。

これまでは各学校の特色を生かした運営が中心でしたが、学校間交流会を設けたことで、他校の事例から学ぶ機会が生まれ、活性化につながっていると考えています。今後、学校間交流会が協議会の会長と副会長が参加する方式で行われているため、全ての協議会委員が参加するような方式を検討していきたいと思っております。

また、生涯学習課では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進するために、地域学校協働本部を設置しています。この協働本部には、地域と学校の橋渡し、コーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員が配置されています。今年度から学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を強化するため、地域学校協働推進委員に各学校の協議会に所属している社会教育委員を配置しま

した。今後は、この社会教育委員を中心に、両者が一体となって地域学校協働活動が推進できるよう、また両者の委員がともに向上していくように、研修会や交流の場を充実させることが、協議会を盛り上げるための施策につながると考えています。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

御答弁ありがとうございました。

議事録については資料提供をいただきまして、各校の今年度を見せていただきました。先ほど言われたように、議事録を作られていないところもあって、メモ書きがあったので、最低限情報は手に入るかなとは思ったんですが、そこは率直にやっぱり指導されたということで、今後の改善を期待したいところであります。

その点ですけれども、先ほど学校運営協議会の状況などについては、学校間交流会などで把握できるということがありましたけど、それ以外の方法で学校運営協議会についての情報を集められているのかどうかを改めてお聞きします。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、清水議員の質問にお答えいたします。

現状のところ、学校運営協議会の状況について私どもが把握している方法としては、先ほどの学校間交流会または学校が公表している資料を基にしているところです。本来であれば、毎回年度末までに学校から提供される議事録等によって学校運営協議会の状況を把握するところではございましたが、そういうことでの把握ができていないところもございましたので、先ほど申しましたように、今年度には今提出してあるもの以外に、最終的に全ての協議会の模様が分かるものを出していただいて、来年度以降は毎回会議が終わった後に報告をするようにというふうな指導もしたところでございますので、今後はそのようなもので把握をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

今年度はできていなかったんですけど、過去に対しても作ってなかった学校があったということの理解で大丈夫なんですか、今の。もう一回教えてください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

過去に遡って見たときに、定期的に出していただいている学校も実際はございます。ただ、全般的に、出されていない学校が多かったというのが現実でございますので、そこら辺を今後調整していきたいと思っています。

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

恐らく議事録を作られなかった理由というのが、多分議事録を使ったことがなかったということなのかな。必要がないから作っていなかったんだろうというのが私の勝手な推測なので、恐らく議事録を使って、例えば学校の先生とか生徒さんとか保護者さんとかに、そういった学校運営協議会の内容をお知らせすることはあんまりしてこなかったのかなと、勝手な推測なんですけど、そこはやっていたのかどうかも、ちょっと見解になってしまうかもしれませんが、教えてください。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

実際、学校がその辺を保護者の方とかどのようにまたフィードバックしていたかということについては分かっておりませんが、学校運営協議会の内容について、ホームページで公表したり、広報等でお知らせしている学校もございますので、そういうやり方で一部の学校では地域に情報を公開していたというふうに認識しております。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

議事録を積極的に活用してやるということを各校に通達すれば、必然必要になると思うので、作られるようになるのかなと思います。当然、議会だともう完全に録音までして全部作っちゃうんで、そこは学校ではそれほどのことはやれないだろうし、負担だとは思いますが、

極力やっぱり情報というのはしっかり残していくのが一番いいのかなと思います。

あと、あまり冒頭で個別の学校については言わないという話をしたんですが、1つ目について学校があって、名指しすると上之郷中学校なんですけど、この議事録は私も当然委員として入っていますので議事録を見たんですけれども。ちょっと驚愕したというか、学校に対しての、あまり学校として都合のよくない質問とか意見に対して、議事録全カットしているんですよ。これはかなりまずい状況だと私は思っていて、たまたま私が委員なので資料を見て気づいたんですが、この場合は恐らく、学校としてはもうこの意見は取り入れないよという意味もあるし、教育委員会が提出してと言った資料がまさにこれだったので、教育委員会にも伝えないという。ちょっと言い方は悪いですけど、都合の悪いことは隠しちゃうところなのかなと思いましたので、先に私もその住民の当事者意識というのが必要だよという話をしたので、当然その協議会の委員長は私なので、議事録をしっかり私も見なきゃいけないんだらうなということは非常に反省をしておりますが、こういうことはあってはならないことだと私は思っていますので、その点の見解と、どういう指導をされるのかということをちょっと確認させてください。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、改めて清水議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、教育委員会の指導が徹底されていなかったということがこのような事態を招いているかなというふうに思っております。今年度の校長会につきましては3月まで終了させていただきました。それでまた、4月になって改めて校長会を開催しますので、こちらの学校運営協議会の規則等を校長先生に示して、議事録は作らなきゃいけない、保存しなきゃいけない、協議会の状況については広報活動しなきゃいけない、改めて基本的なことを指導させていただいて、それを継続的にしていくように伝えていきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、その議事録等で協議会の運営状況を確認させていただきながら、適宜助言や指導を引き続きしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

個別の学校についてここであまりあだこうだと深掘りしていくのもあれなので、これは別件として後で話し合いたいとは思っています。

それとあと、学校間交流会ということがあって、初回私も行くべきだったんですけど、庁舎のたしか会議が長引いて参加することができなかつたんですけど、この辺の議事録というのも作られているのかなとは思いますが、一応念のために確認します。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

清水議員の質問にお答えさせていただきます。

議事録等は作成されていませんが、協議のメモというものは作って、それが供覧されている状況でありますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

ありがとうございます。

すみません、私も後で勉強させていただきたいと思います。

あとは、先ほどの議事録の話もですけど、住民側もやっぱり規則を知らないということが恐らく多い。私も恥ずかしながらあまり知らなかったのも、その辺もやはり学校だけではなくて、参加される委員さんもしっかり把握した上でやるのが適切かなということを思いますので、そこもお願いしたいです。

あと、議事録は、あまり文句ばかり言ってもしょうがないので、伏見小学校の議事録を見せていただいたんですけど、かなり白熱したというか、ちゃんと議論がなされていて、先ほど熟議という言葉が使われたので、そこは非常にできているのかな。しっかり質問をされたことに対して学校側が答えている部分も結構あったので、そこはほかの学校にも共有して、これが理想に近いのかなというところもお知らせしてもらえればいいのかと思います。

最後に褒めて終わりますので。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、清水亮太さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月6日に開会いたします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後 1 時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 広 川 大 介

署 名 議 員 山 田 徹